

関西電力株式会社美浜発電所
溶接安全管理審査結果

令和元年 10 月
原子力規制委員会

1. 審査を受けた組織

申請年月日及び申請書番号：2019年5月17日 美原発第64号

設置者名：

関西電力株式会社 美浜発電所

協力事業者名：

株式会社原子力エンジニアリング

神鋼検査サービス株式会社

一般財団法人発電設備技術検査協会

非破壊検査株式会社

2. 審査の種類

1号組織安全管理審査

3. 審査年月日

文書審査年月日及び実施場所：令和元年7月31日 原子力規制庁

実地審査年月日及び実施場所：令和元年8月5日、8月6日

関西電力株式会社 美浜発電所

4. 審査を行った者の氏名

職・氏名：原子力施設検査官 前田 剛、高橋 和宏

5. 溶接事業者検査の執行責任者氏名

職・氏名： 所長 藤井 大士

6. 溶接事業者検査の内容

直近の通知を受けた日から三年を超えない時期に行った溶接事業者検査

(溶接事業者検査項目：溶接施工法、溶接士の技能、溶接作業中検査、溶接後熱処理、非破壊試験、機械試験、耐圧試験)

7. 審査に適用した基準

溶接安全管理審査に関する運用要領(平成26年2月27日付け原管B発第1402271号)

添付資料1「溶接安全管理審査の審査基準」

1. 継続的な品質保証の確保がなされているか確認する事項

2. 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する事項

8. 審査の結果

審査項目	審査結果※	
	継続的な 品質保証体制	溶接事業者 検査実施体制
溶接事業者検査の実施に係る組織	良	良
検査の方法	良	良
工程管理	良	良
検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	良	良
検査記録の管理に関する事項	良	良
検査に係る教育訓練に関する事項	良	良

※ 審査結果欄にはそれぞれの審査項目に対する審査結果として「良」、「改善すべき事項あり」を記載し、所見で詳細を説明。該当しない欄には「－」を記載する。

9. 所見

9.1 総合所見

溶接安全管理審査に関する運用要領に基づき審査した結果、設置者の継続的な品質保証体制は適切に確保されており、溶接事業者検査は適切な体制で実施されていることから、設置者の溶接事業者検査の体制は、審査基準に照らし適合であると判断する。

9.2 溶接事業者検査の実施に係る組織の適切性

所見及び関連文書

(所見)

溶接事業者検査の実施に係る組織に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査の実施体制が適切に確立されていた。

以上のことから、溶接事業者検査の実施に係る組織については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 原子力発電の安全に係る品質保証規程
- ・ 美浜発電所 文書・記録管理所達
- ・ 美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る内部監査所達
- ・ 美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達

- ・美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る予防処置所達
- ・美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る発電所レビュー他運営所達
- ・美浜発電所 溶接事業者検査に関する業務所則

9.3 検査の方法の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査の方法に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って適切に溶接事業者検査が実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る検査の方法については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針
- ・美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達
- ・美浜発電所 溶接事業者検査に関する業務所則
- ・美浜発電所 技術業務所則
- ・美浜発電所 保守業務所則指針
- ・美浜発電所 溶接事業者検査要領書

9.4 工程管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

工程管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る工程管理が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る工程管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針
- ・美浜発電所 溶接事業者検査に関する業務所則
- ・美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る発電所レビュー他運営所達
- ・美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る内部監査所達
- ・美浜発電所 溶接事業者検査要領書

9.5 検査において協力した事業者がある場合には当該事業者の管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

協力事業者の管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る協力事業者の管理が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る協力事業者の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・原子力事業本部他業務委託取扱要綱
- ・原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針
- ・美浜発電所 溶接事業者検査に関する業務所則

9.6 検査記録の管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査記録の管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る検査記録が適切に管理されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る検査記録の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・美浜発電所 文書・記録管理所達
- ・美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る内部監査所達
- ・美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る不適合管理および是正処置所達
- ・美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る予防処置所達
- ・美浜発電所 溶接事業者検査に関する業務所則

9.7 検査に係る教育訓練の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査に係る教育訓練に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る教育訓練が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る教育訓練については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・教育・訓練要綱
- ・美浜発電所 文書・記録管理所達
- ・美浜発電所 品質マネジメントシステムに係る内部監査所達
- ・美浜発電所 溶接事業者検査に関する業務所則